

# 「内務省委託本」調査レポート

## 第14号：「御宸筆」と検閲

—高橋義雄『箒のあと』をめぐって—

2016年10月(報告/新井正人)

発行：千代田区立千代田図書館

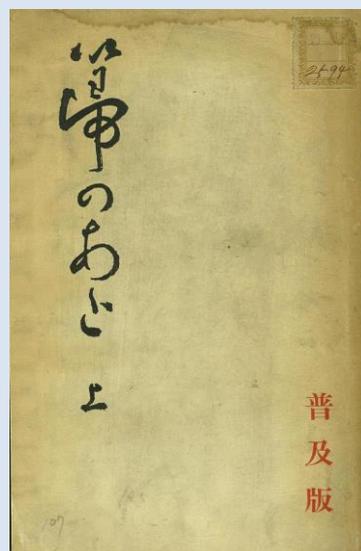
戦前期の日本では、中央官庁の一つであった内務省が出版物の検閲を行っており、全国で出版されたさまざまな本が内務省に納本されていました。昭和12(1937)年頃以降、内務省で検閲業務に用いられた原本の一部が、千代田図書館の前身である駿河台図書館をはじめとする市立図書館4館に委託されることになりました。当館では、これらの資料を「内務省委託本」と呼び、現在約2,300冊が確認されています。

当館の所蔵する「内務省委託本」は、実際に検閲に使用されたもので、内務省の係官が内容をチェックするために引いた赤線・青線、出版の可否についてのコメントなどが残されています。発禁本は含まれていませんが、当時どのように検閲が行われていたのかを知ることができるという点で、出版史上貴重な資料です。当レポートでは、「内務省委託本」の調査研究により明らかとなった新事実について、様々な切り口からご報告いたします。

## はじめに

『箒[ほうき]のあと』の著者・高橋義雄(1861年～1937年)は、明治期を実業家として、大正・昭和期を茶人として生きた特異な人物であり、箒庵[そうあん]と号した。本書の題名はそれに因む。本書は晩年の高橋が著した自伝的随筆であり、『都新聞』に連載後、昭和8(1933)年に同名で秋豊園出版部より単行本化されていた図書の普及版にあたる。本稿では、本書に残された検閲の痕跡を糸口として、天皇直筆の文書である宸筆[しんぴつ](あるいは、宸翰[しんかん])を掲載した出版物が、出版検閲においてどのような扱いを受けていたのかを考察する。

『箒のあと』上巻 普及版 表紙  
高橋義雄著(秋豊園出版部、昭和11年)  
千代田図書館所蔵「内務省委託本」



## 高橋義雄の経歴と上巻への検閲

高橋は、文久元(1861)年水戸藩に生をうけた。明治15(1882)年慶應義塾を卒業。その後「時事新報」記者や欧米遊学を経て、明治24(1891)年に三井銀行入行。三井呉服店、三井鉱山の各役員を歴任した後、王子製紙株式会社専務取締役役に就任するも、明治44(1911)年に退職。実業界から身を引き、以後は茶道研究と執筆を行う傍ら各界の著名人と交流し、昭和12(1937)年77歳で没した(高橋の経歴については、『箒のあと』をはじめとする種々の文献に依拠した中川清「文人実業家高橋義雄の生涯」(『白鷗法學』6号、1996年10月)に詳しい)。

さて、『箒のあと』には、高橋の華麗な交友関係を窺わせる記述が多い。師である福沢諭吉や山県有朋や井上馨ら政界人、三井家の面々をはじめとする財界人、九代目団十郎ら文化人など、各方面において当代を代表する要人との交流の様子や、彼らをめぐる逸話が豊富である。本書の検閲を担当した検閲官もそこに着目した跡が見える。

上巻の見返しには、図書課長印(内藤寛一)、事務官印(田中樞一)、担当した検閲官の印(三輪貞謙・内山鑄之吉)、参考印に加え、三輪検閲官によると思われる以下のコメントがブルーブラックの万年筆で記されている。

一、再版デアル。

本書(上巻)ニハ明治ヲ代表

スル各方面ノ人々ニ関スル

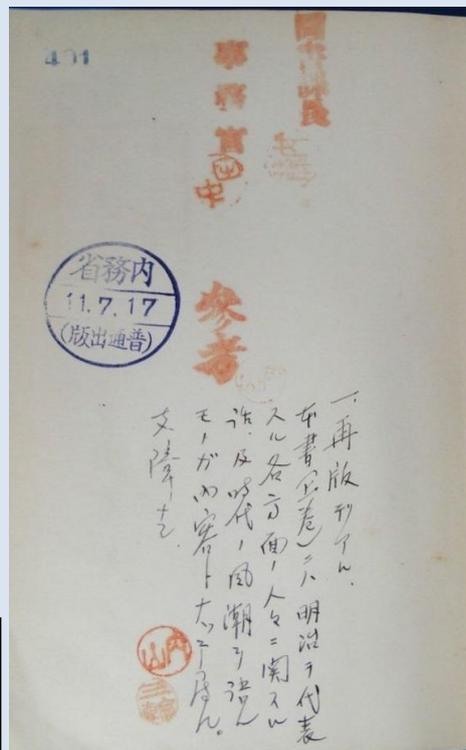
話、及時代ノ風潮ヲ語ル

モノガ内容トナツテ居ル。

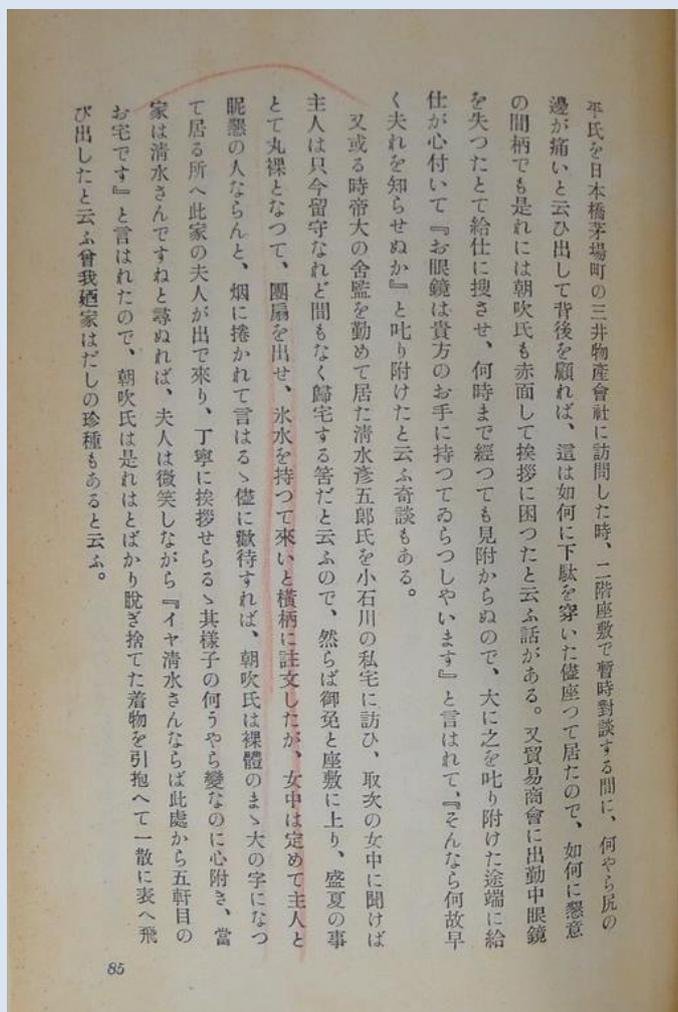
支障ナシ。

『箒のあと』上巻 普及版  
見返し

千代田図書館所蔵  
「内務省委託本」



このように、上巻の内容は特に検閲上問題となる箇所はなかったようであるが、本文を見ると、以下に引用した箇所に赤鉛筆で片パーレンと傍線が付されている。



又或る時帝大の舎監を勤めて居た清水彦五郎氏を小石川の私邸に訪ひ、取次の女中に聞けば主人は只今留守なれど間もなく帰宅する筈だと云ふので、然らば御免と座敷に上り、盛夏の事とて丸裸になつて、団扇を出せ、氷水を持って来いと横柄に注文したが、女中は定めて主人と昵懇の人ならんと、烟に捲かれて言はるゝ儘に歓待すれば、朝吹氏は裸体のまま大の字になつて居る所へ此家の夫人が出で来り、丁寧に挨拶せらるる其様子の何うやら変なの<sup>に</sup>心付き、当家は清水さんですと尋ねれば、夫人は微笑しながら『イヤ清水さんならば此処から五軒目のお宅です』と言はれたので、朝吹氏は是れはとばかり脱ぎ捨てた着物を引抱へて一散に表へ飛び出したと云ふ曾我廼家はだしの珍種もあると云ふ。

85 頁より

『箒のあと』上巻 普及版 pp.85

千代田図書館所蔵「内務省委託本」

これは朝吹英二(1849年～1918年)の若年時の奔放さを伝える逸話である。朝吹は三井系諸会社の重職を歴任した著名な実業家であるが、高橋とは旧知の仲であった。この箇所への書き込みは「明治ヲ代表スル各方面ノ人々ニ関スル話」に対する検閲官の個人的な興味を反映したものであろう。基本的に、検閲官によるパーレンや傍線は、検閲上問題となりそうな箇所に対して行われたが、この例のように、個人的な興味に基づくものもしばしば見受けられる。

## 下巻への検閲

さて、注目したいのは下巻に残された検閲の跡である。下巻の目次には、「一六一 明治天皇崩御前・崩御後の感動」「一六二 明治大帝の御性行」「一六三 明治天皇御宸翰(上)」「一六四 明治天皇御宸翰(下)」に赤鉛筆でパーレンが付され、第161節～第164節の明治天皇をめぐる記述に検閲官が着目していたことが窺える。

見返し部分には、上巻と同様、図書課長印(内藤寛一)、事務官印(田中樞一)、担当した検閲官の印(三輪貞謙・内山鑄之吉)、参考印(内山による)に加え、三輪検閲官によると思われる以下のコメントがブルーブラックの万年筆で記されている。

一、本書ハ再版デアル。

本書(下巻)ニ依ルト、

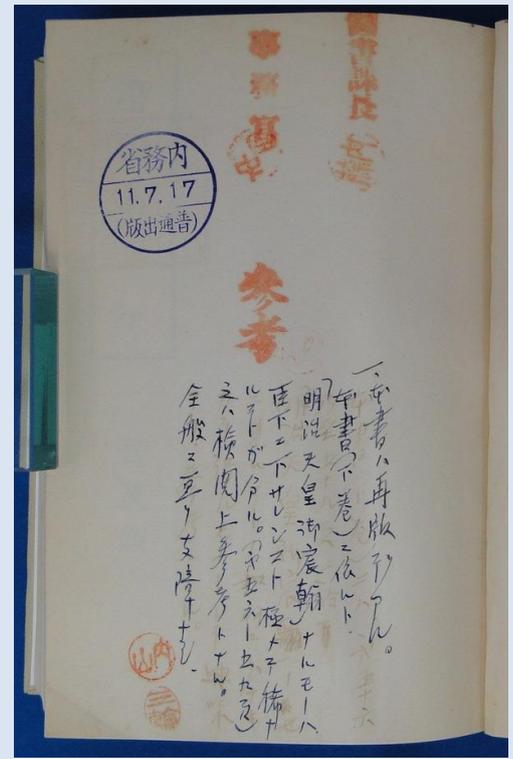
「明治天皇御宸翰」ナルモノハ

臣下ニ下サレンコト極メテ稀ナ

ルコトガ分ル。(第五六一五九頁)

之ハ検閲上参考トナル。

全般ニ亙リ支障ナシ。



『幕のあと』下巻 普及版 見返し

高橋義男著(秋豊園出版部、昭和11年)

千代田図書館所蔵「内務省委託本」

また、このコメントの下には別のコメントを抹消した跡が見え、以下のように読み取ることができる。

本書(下巻)ニハ第五十六

乃至五十九頁ニ於テ

「明治天皇御宸翰」ノ世

ニ見ルコトノ如何ニ少ナキ

カヲ語ルモノトシテ興味

アリ、参考トナル。

コメントで言及されている本文56頁～59頁は、第163節「明治天皇御宸翰(上)」に該当するが、ここでは、子爵・藤波言忠(1853年～1926年)の自宅を高橋が訪れた折に、明治天皇から「御宸翰を賜はつた事情」をめぐって子爵が話した内容が聞き書きの形で記されている。

それによれば、子爵の父・廣橋胤保(1819年～1876年)が明治天皇の幼少期に「以呂波を御手ほどき申上げた御縁」があり、子爵が天皇と酒宴を共にした際にそのことを伝えて「何にても一筆御書下し賜はれかし」と願ったところ、天皇から「かけ渡す板間も廣き橋の上に色あらはして

咲ける藤波」と自筆で詠んだ「御短冊を頂戴」し「大切に秘蔵し居る次第」であったが、後日、「水戸徳川家に賜はつた御短冊を拝見」し自家のものと比べる機会を得て、水戸徳川家のものは「又格別の御出来」であるとの感想をもったと言う。

さらに本文では、子爵の発言内容として以下の記述が続く。

又陛下は御思召あつて、多く宸蹟留めさせられず、平常国風の御詠は、諸省より奏上の状袋裏に御下書遊ばされたのを、税所、小池など、和歌に堪能なる女官に拝写せしめ終れば、其草稿を御前にて寸裂するを常とし、年々の新年の勅撰御製、及び招魂社の勅額は、無論御宸筆であるが、臣下に賜はつた者は、三条家に御短冊一枚あり、岩倉家には、明治三年島津、毛利の一致協同を、岩倉具視公に取計はしめんとのお思召を伝へたる宸翰あり。是れは同時に島津、毛利両家へも勅詔ありし者だが、御宸筆は唯岩倉家の分のみである、此外同家には三回臨幸があつたので、其中に何時か庭前の景色を詠み出で給ふた御短冊がある。此外には中山一位局に賜はつた御短冊が一枚あり、又徳大寺公が御筆の大字を所蔵せらるゝやに聞き及ぶが、自分は未だ拝領して居ない、其他には自分が拝領したのと、水戸家に賜つた御短冊の外、御宸蹟は絶無と云つて宜からうと思ふ。

58～59頁より

そして、本文60頁には、次の箇所には検閲官による傍線(赤鉛筆)が引かれている。

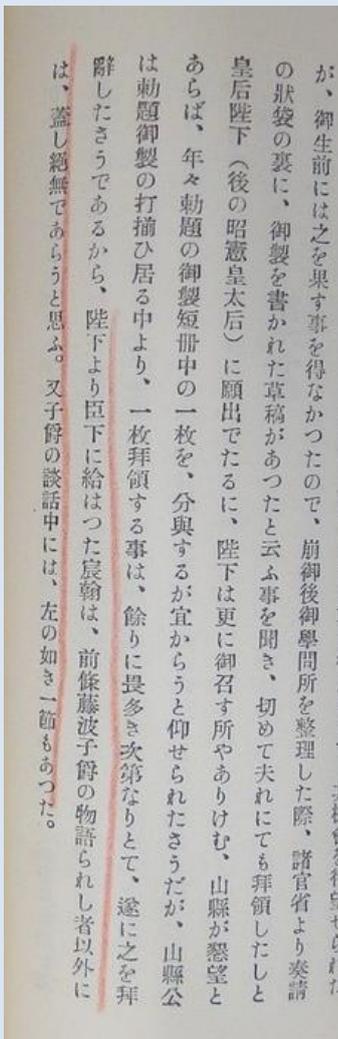
陛下より臣下に給はつた宸翰は、前条藤波子爵の物語られし者以外には、蓋し絶無であらうかと思ふ。又子爵の談話中には、左の如き一節もあつた。

60頁より

続く箇所には、明治5(1872)年に明治天皇が「九州御巡幸」をした際の逸話が記されることになるのだから、以上示した本文の記述に着目した結果、検閲官が「『明治天皇御宸翰』ナルモノハ臣下ニ下サレンコト極メテ稀ナルコトガ分ル。」「之ハ検閲上参考トナル。」と記したことがわかる。

修正前のコメントでは「『明治天皇御宸翰』ノ世ニ見ルコトノ如何ニ少ナキカヲ語ルモノトシテ興味アリ、参考トナル。」とあつたが、修正後は「臣下ニ下サレンコト極メテ稀ナルコトガ分ル。」点が「検閲上参考トナル。」と、検閲業務に際して参照すべき点が明示されていることが注目される。

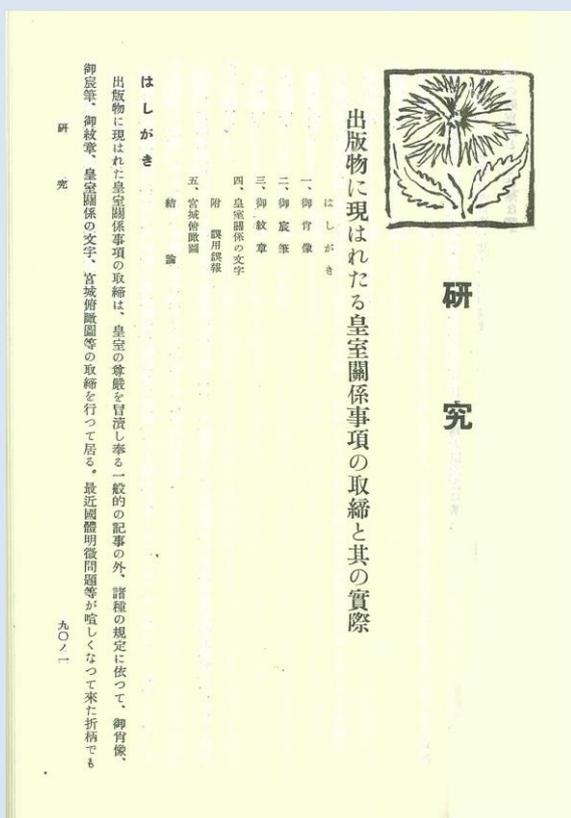
本書見返しには参考印が押されており、これは検閲業務を遂行する上で当該図書の内容が何からの「参考」に資することを示すものであり、内務省委託本にしばしば見受けられる印である。だが、何をもって「参考」とみなしているのか、その理由が明示されるケースは稀である。したがって、「検閲上参考トナル」理由が明言された本書へのコメントは、貴重な資料であると言ってよい。



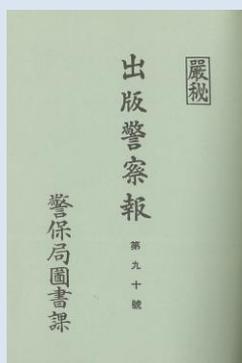
『箒のあと』下巻 普及版 pp.60  
千代田図書館所蔵  
「内務省委託本」

しかしながら、そもそも、なぜ「天皇御宸翰」をめぐる本書の記述が「検閲上参考トナル」ののだろうか。この疑問を解く鍵は、宸筆(宸翰)を掲載した出版物に対する内務省側の検閲方針にある。

## 「御宸筆ヲ掲載スル」出版物に対する検閲の方針



当時検閲業務を担っていた内務省警保局図書課が、月毎に発行していた資料に『出版警察報』があるが、その昭和11(1936)年3月号では「研究出版物に現はれたる皇室関係事項の取締と其の実際」という特集が組まれている。ここでは「御宸筆」について一節を割き、検閲の方針について解説している。以下にその一部を引用する。



『出版警察法』第90号  
【左】pp.1 【右】表紙  
内務省警保局、昭和11(1936)年3月、  
復刻:不二出版 千代田図書館所蔵

御宸筆に関しては大正十五年十二月十七日警秘第一四一六号依命通牒を以て、之を許して居る。

御肖像及御宸筆等ノ出版物取締ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ大正四年七月三日内務省警第一三七七号ヲ以テ依命通牒致置候処右通牒取締標準第三次御宸筆ニ関スル件ハ今回之ヲ削除スルコトニ相成候ニ付爾今新聞紙其ノ他ノ出版物ニ御名又ハ御印影ヲ附シタル御宸筆ヲ掲載スルモ不敬ニ涉ラサル限り之ヲ不問ニ付セラルル筈ニ候条右趣旨ニ依リ相当御取締相成度

之に依れば御宸筆は不敬に涉らない限り新聞雑誌に掲載差支えないことになって居る。

「研究 出版物に現はれたる皇室関係事項の取締と其の実際」

(『出版警察報』90号、1936年3月)より

続く箇所では、「然し之は飽く迄も不敬に涉[わた]らない限りで、苟[いやし]くも不敬に渉る虞[おそれ]のあるものは之を取締るべき」としているが、その際、「取締に慎重を要するので、御宸筆を出版物に掲載する場合は其の由緒御下げ渡しの来歴等を出来るだけ書かしむる方針」が取られていた。こうした方針が生じたのは、上の引用に言及のある「大正四年七月三日内務省警第一三七七号」の第四次に「御名[ぎよめい]御璽[ぎよじ]国璽[こくじ]ノ出版ヲ許ササルコト」との条項があるため、宸筆の検閲に際して、以下に言及される「区別」の必要が生じたからであると解される。

この御璽国璽とは、勅語、詔書、勲記、位記、外交文章等に御使用遊ばさる「天皇御璽」並みに「大日本告示」を指すものであり。又ここに言ぐ御名とは右に掲げた公文書に御親書遊ばす場合を指すものであつて大正十五年の御宸筆に関する通牒の「御名又ハ御印影ヲ附シタル御宸筆云々」の御名及び御印影とは區別さるべきものである。

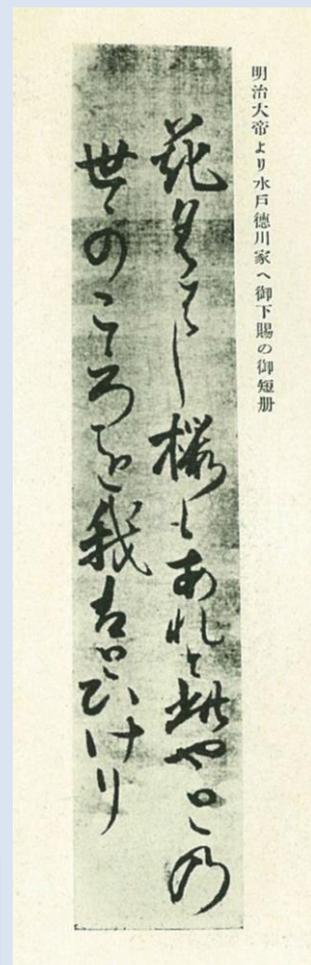
御璽国璽は陛下が公文書にのみ御使用遊ばすものにはその出版を差止めたわけである。従つて前述の、勅語、詔書、勲記位記、外交文書等の御名御璽国璽のある部分は写真版として一切出版されない訳である。此の場合の御名のみを御宸筆として掲出することを許されない。

「研究 出版物に現はれたる皇室関係事項の取締と其の実際」

(『出版警察報』90号、1936年3月)より

さて、当時のこうした検閲方針を踏まえれば、『纂のあと』下巻の検閲に際して、検閲官が『明治天皇御宸翰』ナルモノハ臣下ニ下サレンコト極メテ稀ナルコトガ分ル。」「之ハ検閲上参考トナル。」と記したのは、本書の記述が現存する「明治天皇御宸翰」の「由緒御下げ渡しの来歴等」を明らかにするものであったからだとわかる。

本書には、「明治大帝より水戸徳川家へ御下賜の御短冊」との注記と共に明治天皇宸筆の図版が掲載されていたが、それが検閲上問題視されることもない。その理由は、特に「不敬に渉る虞」のあるところが見受けられず、「御短冊」の「来歴」も明記されていたためであったからと考えられる。



「明治大帝より水戸徳川家へ御下賜の御短冊」  
『纂のあと』下巻 普及版 p.52とp.53の間  
千代田図書館所蔵「内務省委託本」

## おわりに

戦前の出版検閲において「皇室の尊厳を冒瀆する事項」は「安寧秩序を紊乱するもの」の筆頭として、出版物の内容が「不敬に渉る」か否か、特に厳密な取締が要求される対象であった。したがって、皇室関係の事項を掲載した出版物に対する検閲に際しては、本稿で紹介した「御宸筆」に対するもの以外にも、「御肖像」「御紋章」「皇室関係の文字」「宮城俯瞰図」等に対して数多くの規制が存在した。

しかしながら、実際の検閲においては、いたずらに厳しい取締が行われていたわけではない。規制の厳密さの割に、重い処分に付される出版物の数は少なかったのである。「研究 出版物に現はれたる皇室関係事項の取締と其の実際」の「結語」には以下のような記述が見える。

此種の皇室関係事項の取締に就いては特に悪性のものでなければ禁止又は削除処分に附せず、多くは、注意処分又は次版に於ける改訂を警告する程度に止めて居る。之は徒らに峻厳に取締るよりは、取締の意味を違反者に納得せしめ以て皇室尊崇の念を涵養<sup>かんよう</sup>せしむる趣旨に出づるもので、取締の第一線に当る者も常にこの趣旨を体して単に始末書を徴するのみをもつて満足せず、懇に訓告して将来に涉つて過誤を繰り返へさない様に指導しなければならない。

「研究 出版物に現はれたる皇室関係事項の取締と其の実際」

(『出版警察報』90号、1936年3月)より

この記述から明らかなのは、「皇室関係事項の取締」を国民に「皇室尊崇の念を涵養せしむる」ための政治技術として戦略的に利用しようとする意図が、昭和11年頃の内務省側にあったということである。出版物における「皇室関係の事項」は、「苟くも不敬に渉る虞のあるものは之を取締るべき」という規制をかけられつつ、一方で「不敬に渉らない」ものについてはその流通が確保されることで、国民に「皇室尊崇の念を涵養せしむる」ための役割が担わされていたと言える。

本稿で扱った『箒のあと』や、レポート第8号「写真から読み解く、天皇を巡る検閲」で安野一之氏が取り上げた『満洲国皇帝陛下御来訪記念写真帖』等、内務省委託本の中には、天皇関係、或いは皇室関係の事項に対する検閲の痕跡が残された同時期の凶書が複数存在する。国家体制の維持に資する「皇室尊崇の念を涵養せしむる」ために、皇室関係の事項に対してどのような検閲が行われていたのか。これらの資料を駆使しつつ、その具体像を今後さらに明らかにしていきたい。

---Written by-----

新井正人 1986年生

慶應義塾大学大学院文学研究科後期博士課程在学中

駒場東邦中学校・高等学校非常勤講師

近代日本文学専攻、主な論文に「構成的外部への理路—森鷗外と識閥下一」（『国語と国文学』第91巻9号、2014年9月）など

2009年から内務省委託本の調査・研究に取り組んでいる

## 千代田図書館蔵「内務省委託本」のご利用について

- 「内務省委託本」は閉架書庫に保管しており、事前に申請いただければ、どなたでも閲覧・撮影いただけます。
- 検索には、千代田図書館ホームページから「内務省委託本検索システム」、もしくは『千代田図書館蔵「内務省委託本」関係資料集』掲載の目録をご利用ください。（OPAC、Web-OPACには対応していません）
- 詳しくは図書館職員までお問合わせください。

発行：千代田図書館「内務省委託本」研究会 ※本資料内容の無断転載はご遠慮ください。

お問い合わせ：千代田図書館・企画「内務省委託本」担当 電話03-5211-4290